

# 高齢者の総合相談窓口

毎日の生活の中で、なにか不安なこと、  
相談したいことはありませんか？

# 地域包括支援センター

お気軽にご相談ください！



近所の一人暮らしの高齢者が  
最近閉じこもりぎみで、  
心配です



介護保険サービスを利用したいのですが  
どうしたらよいでしょうか



警察官を名乗る男から  
銀行のカードと暗証番号を  
要求されたのですが、  
どうしたらよいでしょうか



虐待されているかもしれない  
高齢者を知っていますが、  
どうしたらよいかわかりません

# ●地域包括支援センターのしくみ

## 住み慣れたまちで 安心して暮らすために



地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口です。

射水市では、地域包括支援センターを6か所設置しています。

介護に関する相談や心配ごと、悩みごと以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、お気軽にご相談ください（最終ページ地域包括支援センター一覧をご覧ください）。

### いろいろな相談ごと

- 近所に住む一人暮らしの高齢者が、最近閉じこもりぎみで心配
- サービス事業者に不満があるが、直接言いづらい
- 引っ越してきたばかりなので、友人をつくりたい
- 近所にある高齢者のサークルを知りたい など



相談  
支援

### 介護や健康について

- 介護予防のケアプランを作ってもらいたい
- 介護保険を利用したいが、体調が悪いので要介護認定の申請に行けない
- もの忘れが心配
- 認知症に関して相談したい
- 今の健康を維持したい など

### 権利を守ることにについて

- 振り込め詐欺の被害にあった
- 財産の管理に自信がない
- 虐待にあっている高齢者を知っているが、どうすればよいかわからない
- いけないとわかっていても、虐待をしてしまう など

### ●ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家です。適切なサービスを利用するためのケアプランの作成、利用者の心身の状況把握、利用者や家族からの相談を受けたりアドバイスしたり、事業者への連絡調整・手配などを行います。



支援  
指導

相談

## 地域包括支援センター



主任ケアマネジャー

介護支援専門員（ケアマネジャー）の中でも特に高い知識と経験をもつ「介護の専門職」です。地域のケアマネジャーへの助言や支援、地域の関係機関との連携・調整を行います。



社会福祉士

福祉の総合窓口として、生活の幅広い相談に対応し、必要な制度につなげます。また、高齢者の消費者被害や虐待防止など、高齢者の権利を守るための業務を行います。



保健師（看護師）

生活機能の維持・向上を図るための介護予防の普及啓発など、高齢者の皆さんが自立した生活を送るための支援を行います。

認知症地域支援推進員

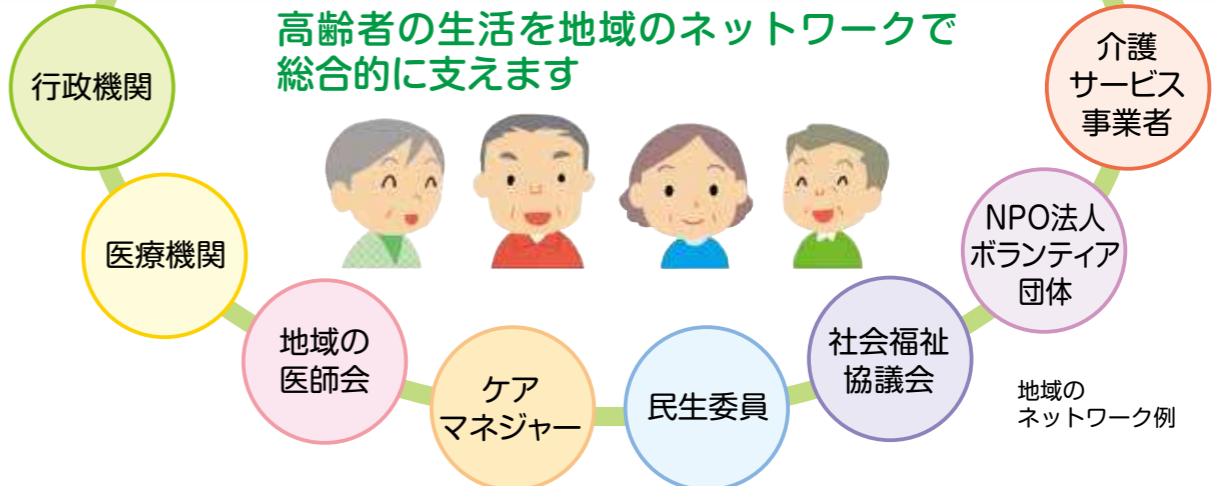


看護師や社会福祉士などの資格を持ち、認知症介護や医療機関の受診のアドバイス、地域のサポートを受けるためのお手伝いをしています。



生活支援コーディネーター

地域でどのような生活支援が必要なのかを把握し、地域内の関係機関と協力体制を築きます。また、支援を必要とする高齢者とサービスを提供する事業者とのマッチングを行います。

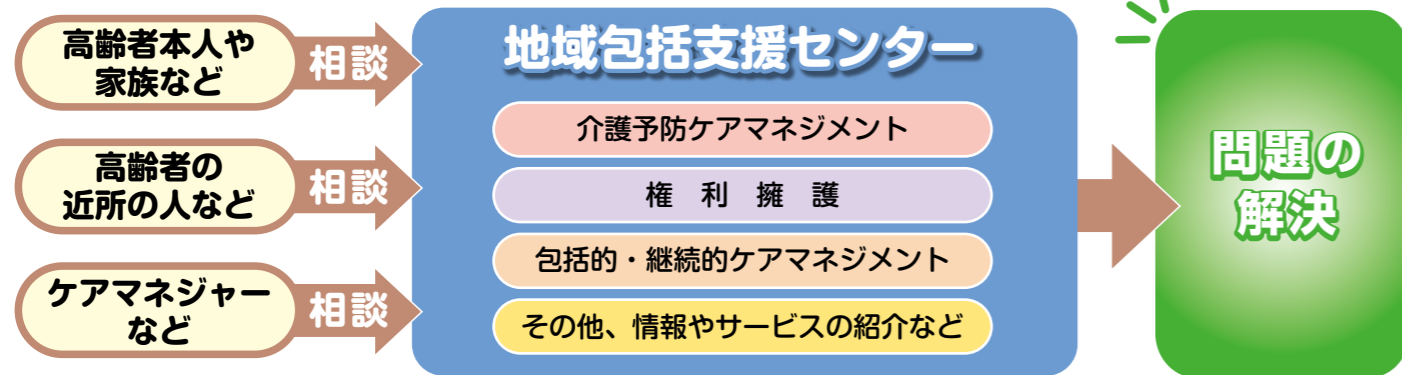


# なんでもご相談ください



近所に住む一人暮らしの高齢者が、最近閉じこもりぎみで心配です。どこに相談すればよいのでしょうか。

介護や福祉、医療などに関することはもちろん、どこに相談したらよいかわからない心配ごとや悩みは、まず地域包括支援センターにご相談ください。また、認知症の人やその家族を支援する「認知症地域支援推進員」として、認知症に関するご相談もお受けしています。相談内容に応じて適切な機関等と連絡を取り、みなさんへ必要な情報やサービスの提供、関係機関の紹介などをして、問題の解決に努めます。



## まずは地域包括支援センターへご相談ください!

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんはもちろん、そのご家族や高齢者の近所にお住まいのみなさんもお相談いただけます。些細なことでもかまいませんので、困ったことや心配ごとは、まずは地域包括支援センターへご相談ください。



高齢者のみなさん

生活や健康について、困ったことや心配ごと、もの忘れの不安など、どんなことでも構いませんので、ご相談ください。



高齢者のご家族

高齢者についての心配ごと、介護での疲れや介護と仕事の両立の悩みなど、どんなことでも構いませんので、ご相談ください。



高齢者の近所のみなさん

近所の高齢者に関する心配ごと、気になることなど、どんなことでも構いませんので、ご相談ください。

# 自立して生活できるよう支援します



体力の低下が感じられるので介護予防に取り組みたいのですが。

体力の低下や日常生活に支援が必要と感じるなど、気になることがありましたら地域包括支援センターに相談してください。介護保険制度に基づき市が行う介護予防のための事業「介護予防・日常生活支援総合事業」をご案内します。

## 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業には、要支援者の人や要支援者になるおそれのある人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人利用できる「一般介護予防事業」があり、みなさんの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

要介護認定を受けて「要支援1」と判定されました。介護予防のサービスを利用したいのですが。



地域包括支援センターでは「介護予防サービス」を利用するための介護予防ケアプラン作成や、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するための基本チェックリストの実施およびケアプラン作成などを行い、介護予防の支援をしていますので、ご相談ください。

	対象者	どんなサービスが受けられるの？
介護予防・日常生活支援総合事業※2	介護予防・生活支援サービス事業※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①または②にあてはまる人</li> <li>①要支援1・2と認定された人</li> <li>②基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人(65歳以上の人)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問型サービス(ホームヘルプ) ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。</li> <li>○通所型サービス(デイサービス) デイサービス事業所にて、機能訓練(体操等)や入浴、食事等の介護サービスを受けたり、趣味活動等に参加できます。</li> </ul>
	一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域支え合いネットワーク事業</li> <li>○きららか射水100歳体操</li> <li>○介護予防教室(地域包括支援センター)</li> </ul>

※1 65歳以上の人で、介護予防・生活支援サービス事業のみの利用を希望する場合、基本チェックリストによる判定で該当すれば、要介護認定の申請を行わず、サービスが利用できます(ケアプランの作成などは必要です)。

※2 各市町村によって事業内容が異なります。また、射水市にお住まいの人は市外の事業所の介護予防・日常生活支援総合事業が利用できません。

# 高齢者の権利を守ります



警察官を名乗る男から「あなたの銀行口座が犯罪に使われているのでカードと暗証番号がほしい」と言われました。どうしたらよいでしょうか。

警察官が電話や訪問で、通帳やカード、暗証番号などを要求したり、受け取りのために銀行員を派遣したりすることはありませんので、絶対に教えたり渡したりしないでください。

近年、高齢者をねらった振り込め詐欺や悪質な訪問販売などの被害が増えています。怪しいと思ったときや被害にあったときには、地域包括支援センターにご連絡ください。状況をお聞きした上で、警察や消費生活センター、市などと協力して対応します。

今は大丈夫ですが、将来、認知症などの病気になったとき、財産の管理が心配です。



「成年後見制度」は、契約のときなどに不利益をこうむったり、悪質商法の被害にあったりしないよう、権利と財産を守る制度です。将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、「任意後見制度」を利用して、後見人を選んでおくこともできます。まずは、地域包括支援センター、または呉西地区成年後見センター【電話 0766-92-0810】にご相談ください。



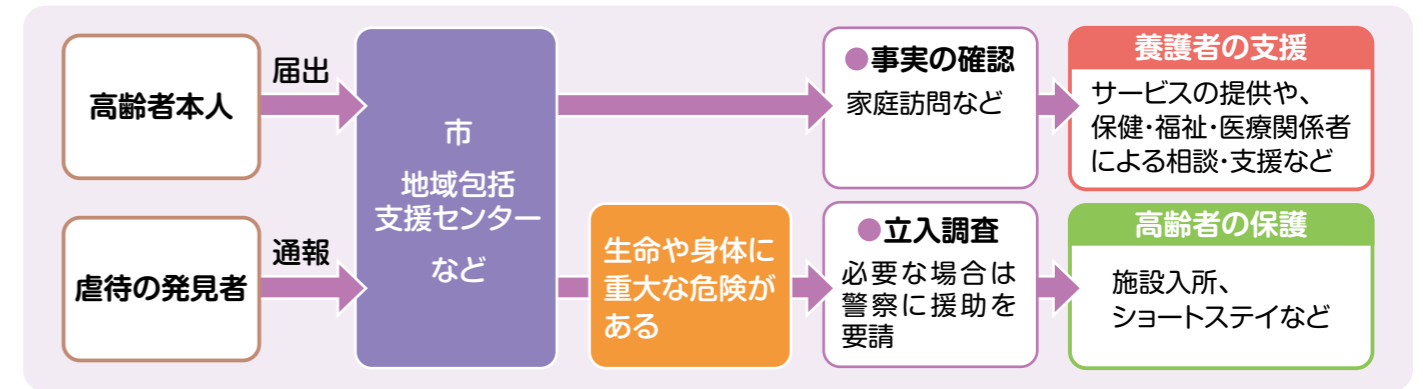
認知症の父親の介護に不安と疲労がかさなり、イライラしていつも父親を怒鳴ってしまいます。

介護者が、日ごろの介護で心身が疲労し、追いつめられていることも、虐待の原因の一つとされています。地域包括支援センターでは、介護者の介護の負担、ストレスを軽減するためのサービスや情報などの提供をしています。介護者が一人きりで問題を抱え込まないことが大切です。周囲の人の協力や介護保険、福祉のサービスを上手に利用しましょう。

近所に虐待されているかもしれない高齢者がいるのですが、どうしたらよいでしょうか。



虐待を発見したり、虐待の疑いがあると思われるときは、迷わず地域包括支援センターや市に連絡してください。通報した人の「個人情報」は秘密にされますので、ご安心ください。地域包括支援センターは、虐待の早期発見・把握に努め、必要に応じて老人福祉施設などへの入所など、ほかの機関とも連携して高齢者を守ります。



## ● 包括的・継続的ケアマネジメント

# 暮らしやすい地域をつくります

地域包括支援センターでは、高齢者一人ひとりの心身の状態、生活環境の変化などにおけるさまざまな問題を解決するために、医療機関を含めた関係機関のネットワークを活用して、支援をしています。

また、地域で働いているケアマネジャーが日常業務をしやすいように、サービス事業者や医療機関などとの連絡調整をしたり、ケアマネジャー同士が情報を持ち合えるようにネットワークをつくらせたりして、高齢者のみなさんが暮らしやすい地域をつくります。



# 射水市の地域包括支援センター

**新湊西  
地区担当**

**新湊西地域包括支援センター**  
☎83-7171 fax82-8283  
射水市朴木211番地1 (特別養護老人ホーム射水万葉苑内)

**新湊西  
地域包括支援センター**

**新湊東  
地区担当**

**新湊東地域包括支援センター**  
☎86-8739 fax86-3381  
射水市七美882番地1 (軽費老人ホームケアハウス万葉内)

**新湊東  
地域包括支援センター**

**小杉北部・下  
地区担当**

**小杉・下地域包括支援センター**  
☎55-8217 fax55-5885  
射水市大江333番地1 (特別養護老人ホーム大江苑内)

**小杉・下  
地域包括支援センター**

**小杉南部  
地区担当**

**小杉南地域包括支援センター**  
☎56-8725 fax56-1336  
射水市南太閤山3丁目2番地1 (小杉南福祉交流センターつな〜ぐ内)

**小杉南  
地域包括支援センター**

**大門  
地区担当**

**大門地域包括支援センター**  
☎52-0800 fax52-6800  
射水市中村20番地 (特別養護老人ホームこがし園内)

**大門  
地域包括支援センター**

**大島  
地区担当**

**大島地域包括支援センター**  
☎52-8050 fax52-8051  
射水市小島700番地1 (大島コミュニティセンター内)

**大島  
地域包括支援センター**

担当地区または町名	地域包括支援センター名	担当地区名
新湊西	新湊西地域包括支援センター	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曾根、善光寺、緑町、塚原地区、作道地区
新湊東	新湊東地域包括支援センター	立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の潟町、海王町、片口地区、堀岡地区、海老江地区、本江地区、七美地区
小杉・下	小杉・下地域包括支援センター	三ヶ地区、戸破地区、大江地区、下地区
小杉南	小杉南地域包括支援センター	橋下条地区、金山地区、黒河地区、池多地区、太閤山地区、中太閤山地区、南太閤山地区
大門	大門地域包括支援センター	浅井地区、櫛田地区、水戸田地区、二口地区、大門地区
大島	大島地域包括支援センター	大島地区

令和7年11月作成

禁無断転載©東京法規出版  
KG020310-1801037